人事異動

内閣

○国土交通大臣臨時代理解職
　国務大臣　　山本　有二
国土交通大臣石井啓一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　　鶴保　庸介
内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を免ずる
　同　　松本　純
内閣府特命担当大臣山本幸三帰朝につき内閣府特命担当大臣（地方創生担当及び規制改革担当）事務代理を免ずる（以上一月十九日）
○厚生労働大臣臨時代理解職
　国務大臣　　金田　勝年
厚生労働大臣塩崎恭久帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月二十日）

国家公安委員会

（警察庁警備局公安課長）警視
長　　宮沢　忠孝
和歌山県警察本部長を命ずる（一月十八日）

警察庁

（和歌山県警察本部長）警視長　直江　利克
警察庁長官官房総務課長を命ずる
（警察庁長官官房審議官（警備局・２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当））警視監　白川　靖浩
警察庁警備局公安課長事務取扱を命ずる（以上一月十八日）

法務省

（最高検察庁検事法務省入国管理局長）検事　井上　宏
法務省入国管理局長に充てるほか、を解く
（最高検察庁検事）同　和田　雅樹
法務省入国管理局長に充てる
（那覇地方検察庁検事正兼福岡高等検察庁那覇支部長）同　上冨　敏伸
最高検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁検事の併任を解除する
（横浜地方検察庁次席検事）同　林　秀行
那覇地方検察庁検事正に配置換する
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる
福岡高等検察庁那覇支部長を命ずる
（東京地方検察庁総務部長）同　片岡　敏晃
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁次席検事を命ずる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局総務課長）同　森本　宏
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁総務部長を命ずる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局刑事課長）同　松下　裕子
法務省刑事局総務課長に充てる
（東京高等検察庁検事法務省刑事局公安課長）同　佐藤　淳
法務省刑事局刑事課長に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　内藤惣一郎
法務省刑事局公安課長に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する（以上一月十七日）
（東京入国管理局羽田空港支局長）入国審査官　内田　省二
広島入国管理局長に昇任させる
（札幌入国管理局次長）同　有村　秀成
東京入国管理局羽田空港支局長に転任させる（以上一月二十日）

国土交通省

秋山　靖浩　　金子　敬明　　藤原　徹
村瀬　英彰　　石田　晴美　　田代　樹彦
秋山眞一郎　　齋藤　善彦　　佐竹　崇仁
服部　毅　　佐々木清次　　愼　明宏
平成二十九年不動産鑑定士試験論文式試験試験委員に任命する
任期は平成二十九年十月三十一日までとする（各通）（一月二十日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、一月二十日午後零時四十分御出門、第百九十三回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十四分還幸になった。

御弔電

天皇陛下は、ポルトガル国元大統領マリオ・アルベルト・ノブレ・ソアレス逝去につき、一月十九日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、アメリカ合衆国大統領ドナルド・ジョン・トランプ閣下の大統領就任につき、一月二十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
　平成二十九年一月二十四日
　　金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更
　平成28年12月21日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31621号	株式会社リクルートファイナンスパートナーズ
東京都知事(1)第31624号	株式会社コシダカプロダクツ
東京都知事(1)第31629号	トゥループロパティマネジメント株式会社
東京都知事(1)第31630号	株式会社クレジットエンジン
愛知県知事(1)第04210号	株式会社フジケンハウジング

　平成28年12月21日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
山梨県知事(10)第00001号	大和商事株式会社
東京都知事(1)第31542号	キャピタル・エンジン株式会社

労働

最低工賃の決定及び廃止決定に関する公示

京都労働局最低工賃公示第１号
　家内労働法（昭和45年法律第60号）第８条第１項の規定に基づき、京都府紙加工品製造業最低工賃を次のように決定し、同法第10条の規定に基づき、京都府紙加工品製造業及び印刷・同関連産業最低工賃（平成９年京都労働基準局最低工賃公示第２号）を平成29年２月22日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。
　平成29年１月24日
　　京都労働局長　井内　雅明

京都府紙加工品製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　京都府の区域内で紙加工品製造業に係るショッピング手提げ袋若しくは角底紙袋の張り、穴あけ若しくはひも付け、張り箱の張り及び結束又はトムソン組立箱の折り曲げ、折り込み及び結束の業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者